

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	5 次代を担う子どもを育む	事業群主管所属	こども政策局こども未来課
施策名	(2) 安心して子育てできる環境づくり	課(室)長名	中野 嘉仁
事業群名	① 県民総ぐるみの子育て支援	事業群関係課(室)	
事業群名	② 子どもを取り巻く有害環境対策の推進		

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

- ・本県内に子どもの笑顔があふれ、地域のしつかりとした絆の中で子どもを育ていけるように、県民総ぐるみで、「ココロねっこ運動」に取り組みます。
- ・一人ひとりの子どもをインターネットなどの有害な情報から守り健全に育てていくために、学校・家庭・地域が一体となり、その対策に取り組みます。

事業群指標	最終目標 (H32)	基準値 (H26)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】
①家庭の日の県民への認知度	70%	30%	30%	-	①「ココロねっこ運動」の認知度は高いが、同じく長崎県子育て条例において明記されている「家庭の日」についての認知度は依然として高くない。平成27年、参考のため、独身者や高齢者を含めた幅広い世代を対象とした「家庭の日WEBアンケート」を実施した。その結果、認知度は30%であった(回答数348人)。「家庭の日」の県民への認知度向上のため、さらに啓発に力を入れていく必要がある。認知度の調査方法については、その主旨から、今後、子育て世代を対象とし、ココロねっこ推進員がココロねっこ運動巡回説明時に調査を実施する。 ②関係機関との連携、長崎県メディア安全指導員による啓発、教育関係者への助言指導などにより、少しずつではあるが着実にフィルタリング利用率が向上している(H22は56%、H23は64%、H24は68%、H25は68%、H26は70%、H27は71%)。 今後は、これまでの取り組みに加え、未就学児童の保護者への啓発をさらに進めていく。 ※ココロねっこ運動:長崎県子育て条例に基づき、子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てるための県民運動 ※家庭の日:家族そろって団らんの機会を増やすことで、愛情と信頼に結ばれた温かい家庭関係を育てる機会とするための運動。長崎県子育て条例で設定している ※メディア安全指導員:子どもや保護者等に対してメディアの危険性や安全な利用を促す講習会での県で養成した講師 ※フィルタリング:性的感情を刺激する情報等をインターネット上で閲覧を不可にするソフトウェア
②携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	80%	70%	71%	-	
事業群の進捗状況					-

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i)ココロねっこ運動の普及・啓発(事業群①)

- ・21市町にココロねっこ指導員を配置し、その指導員による「ココロねっこ運動巡回説明」を県内各地で実施している。また、各市町、学校、関係団体と連携し、あらゆる機会を利用して「ココロねっこ運動」の啓発を行っている。
- ・「ココロねっこ運動」という言葉については知られているが、その活動内容についてさらに啓発し、認知だけでなく、実践へつなげていく必要がある。
- ・「早寝・早起き・朝ご飯の生活リズムの確立」や「あいさつ・声かけ運動の推進」など、大筋での普及はできている。しかし、10項目の詳細の周知に至っていない。
- ・「ココロねっこ運動」の認知度は高いが「家庭の日」の認知度は高くない状況である。

ii)18歳未満の少年に対する有害図書類の販売制限や立入調査の実施(事業群②)

- ・少年保護育成審議会への諮問を経て有害図書類を指定し、告示等により広く県民に周知するとともに、事業者等に通知することで、少年への有害図書類の販売等の防止を図るほか、県及び権限移譲を行っている19市町の立入調査員に対し、適宜研修や資料の提供を行うことにより、より実効性のある立入調査を実施することで、区分陳列の徹底を図っている。
- ・有害図書類等の指定については、長崎県少年保護育成条例第4条第1項に基づき、平成27年度は17冊を個別に指定しているが、流通している図書類の数と比較すると極めて少数であり、また、表現の自由等の兼ね合いから厳正かつ適正に指定を行っていくために厳格な審査が必要であり、その指定数を劇的に増加させることは実質不可能で、そのため少年に対して有害な情報を少年の目に触れさせないようにするには、個別指定に重点を置くよりも、同条第3項に規定するいわゆる「包括指定」制度を有効に活用するほか、立入調査の強化による現場における指導の徹底がより効果的であると認められる。
- ・多くの書店において従来からのイメージにより「男性向けの成人誌」に関しては、少年に有害であるとの認識を持ち比較的他の図書類と区分しての陳列(区分陳列)がなされているものの、女性向けの図書に関しては有害図書類になるという認識が薄いためか、区分陳列が進まない現状が見受けられる(女性向けのもののほか個別指定された性的分野以外のものも同様)が、平成27年度、チラシを配布するなどして、区分陳列に関する広報を実施したところ、一部女性向けの図書類を区分して陳列する店舗が出てくるなど一定の効果がみられるところである。

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

i) ココロねっこ運動の普及・啓発

各市町、学校、関係団体と連携したあらゆる機会を利用した普及活動や、21市町にココロねっこ指導員を配置し、その指導員による県内各地での「ココロねっこ運動巡回説明」の実施等により、ココロねっこ運動を推進している。強調月間における小中学校への調査結果において、「あいさつ・声かけ運動等のココロねっこ運動の実践をした学校」の割合が92.34% (H26) から99.61% (H27) に増加しているなど、ココロねっこ運動の認知度や実践の割合は高い。しかし、平成27年に実施した「家庭の日WEBアンケート」の結果、認知度は30%であった(回答数348人)。強調月間における小中学校への調査結果においても、「学校だよりやホームページで家庭の日の啓発を行っている学校」の割合が70%台 (H26は73%、H27は75%) であるなど、「家庭の日」は「ココロねっこ運動」と同じく長崎県子育て条例において明記されているにもかかわらず認知度がまだまだ低いことが問題点であり、その啓発が課題である。

ii) 18歳未満の少年に対する有害図書類の販売制限や立入調査の実施

有害図書類の区分陳列については、男性向け成人誌に関しては概ね良好であり、図書販売店の意識としても、そのような図書類が少年に有害であると周知されている現状があるものの、一方女性向けの雑誌等に関しては、区分陳列が不十分であり、その要因としては、「有害図書類とは何か」、「区分陳列の方法」についての周知不足があると考えられ、また県少年保護育成条例施行規則で定める、区分陳列のための標識が、昭和56年から改正されておらず、図書販売店において「使用しづらい」との意見が出るなど、規定自体が現在の情勢にマッチしていないと考えられる。

また、立入調査については、権限移譲後も、未だ県が押し掛け型で研修会を実施しており、市町における主体的な取り組みの活性化を図るうえでのネックと認められる。

iii) メディア安全指導員による講習会やネットパトロールによる監視

スマートフォンをはじめとしたメディア機器に係る有害環境から子どもたちの大切な命を守り、健全な育成を図ることは、現在、学校における生徒指導の大きな課題となっている。また、その低年齢化が危惧される場所である。そこで、子どもたちを取り巻く、メディアの現状、危険性や対応策等を、身近な地域において語れる・指導できる人材であるメディア安全指導員が、各市町において、PTA研修、学校保健委員会、学校の授業、教職員研修、各地域の健全育成会研修等を中心に啓発活動を行っている。メディア安全指導員に対する派遣の要望は年々高まっており、さらなる指導員養成への市町の要望に応えることや、養成された指導員が最新の情報や知識を身につけることが課題である。また、フィルタリング利用率については、順調に向上してきたものの、近年ほぼ横ばいになっている状況であることや、ツイッターなどのSNSへの子どもたちの個人情報(QRコード、学校名等)の露出が依然として多いという問題がある。

4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】

【個別事務事業の見直し】

	個別事務事業の見直し		見直し区分	
	事務事業名	事業構築の視点		見直しの方向
i) ココロねっこ運動の推進 各市町、関係団体と連携しココロねっこ運動を推進しており、子ども・若者の健全育成と社会環境の浄化に大きく寄与しており、今後もココロねっこ指導員・推進員によるココロねっこ運動の啓発や登録推進による運動の輪の拡大を推進していく。また、「家庭の日」の認知度向上のため、市町広報誌へ掲載依頼するとともに、長崎子育てアプリのお知らせ欄を活用して啓発する。加えて、これまで小中学校等が中心であったチラシの配布先を、幼稚園等へも拡大する。	ココロねっこ運動推進事業	—	青少年が自ら考え、判断し、計画・実行するなど自己実現の機会や活動体験の場を設けることで、学校や地域などから自発的、主体的な活動への参加につながっており、青少年の生きる力を育む活動の推進に大きく寄与している。加えて、引き続き取り組んでいく。また、ココロねっこ指導員・推進員によるココロねっこ運動の啓発は、「地域の子どもは地域で守り育てる。」地域におけるココロねっこ運動に大きく寄与している。加えて、市町民会議ネットワークによる健全育成地域活動は青少年健全育成活動の普及と定着化、明るい家庭づくりを目指す「家庭の日」の浸透、及び子育て支援の意識の定着に大きく寄与しており、今後も同様の取組を図っていく。	現状維持
ii) 18歳未満の少年に対する有害図書類の販売制限や立入調査の実施 区分陳列の徹底のためには、「規定の周知徹底」が必要であり、近年広報活動が低調であったことから、テレビ等も含めたメディアを活用するなど広報活動を強化するとともに、立入調査の機会を捉えた周知の徹底を図るため、立入調査の権限を持つ市町に対して必要な情報を提供したりするほか必要な指導を行う。 併せて、規定の見直しを行い、時代にあった、より図書販売店等が区分陳列を行いやすい環境を構築する。	非行防止・環境浄化対策費	②⑤	従来、県主体で行っていた立入調査に関する研修会に関しては、立入調査の権限を持つ市町の主体的な取組を推進するために、29年度以降、市町主体の研修へと方向転換を行う。権限未移譲の長崎市、川棚町に対しては、立入調査強化月間等の機会を通じて、具体的な内容(他市町の現状、移譲を受けた場合のシミュレーション等)を示すなど、移譲に向けた働きかけを行う。そのうえで、県において、区分陳列に関するチラシを新たに作成したり、県発行の全世帯広報誌やテレビ等のメディアを活用した広報啓発活動を行うなど従来低調であった広報啓発活動を活性化させるほか、根本となる条例・規則等が長期間改正されておらず、区分陳列等の規定が、現在の社会情勢にマッチしていないなど、そのような現在の情勢と乖離した規定を見直し、改正を行うなど、県にしか出来ない役割に重点を置いた事務事業となるように改善を図る。	改善
iii) メディア安全指導員による講習会やネットパトロールによる監視 メディア安全指導員による講習会やネットパトロールによる監視は、インターネットや携帯電話等にかかるメディア被害から子どもたちを守り、健全に育成していくことに大きく寄与している。また、メディアの問題の低年齢化への対応として、幼稚園や保育園へのメディア安全指導員の派遣の促進や乳幼児健診担当者への研修を実施する。	長崎っ子的ためのメディア環境改善事業費	—	メディア安全指導員による講習会の回数は年々増加しており、事業を継続することで、小学生、中学生、高校生への啓発の機会が増え、さらに、フィルタリング利用の促進が期待できる。また、スマートフォンをはじめとしたメディア機器に係る有害環境から子どもたちの大切な命を守り、健全な育成を図ることは、現在、学校における生徒指導の大きな課題となっており、事業の継続・発展への学校・PTAからの期待や要望が極めて高い。今後さらに子どもたちがメディアを安全・安心に利用する環境を整備するために継続が必要な事業である。	現状維持